

令和4年 融合問題

№019

1. 位置が決定しているごみ焼却場、特定行政庁が許可した場合は新築である
法51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) → ○
2. 再開発等促進区内において、用途地域内の制限に適合しない場合であっても特定行政庁の許可不要
法68条の3(再開発等促進区等内の制限の緩和等)
6項 48条(2項から3項までの規定の適用において「又は公益上やむを得ない」は「公益上やむを得ない」と読み替える) → ○
法48条(用途地域等)
特定行政庁が認め「又は公益上やむを得ない」と認め許可した場合は、この限りではない → ×
3. 建築基準法の規定による許可には条件等を付けることが出来る
法92条の2(許可の条件) → ○
4. 指定確認検査機関の処分に対する不服がある者は、建築審査会に審査請求出来る
法94条(不服申立て) → ○

令和3年 №020 融合問題

1. 高さの限度が10mと定められた田園住居地域内、特定行政庁が認めうる高さの限度(24m)とする
法55条(第一種住居専用地域等内における建築物の高さの限度)
2項 → ○
2. 予定道路に接する場合、特定行政庁の許可を受けることなく、前面道路とみなして容積率を適用出来る
法68条の7(予定道路の指定)
5項 特定行政庁が許可した場合、前面道路とみなして法55条を適用 → ×
3. 共同住宅が法22条1項の市街地の内外にわたる場合、全部について同項の規定を適用する
法24条(建築物が第22条1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置) → ○
4. 建築協定の効力が及ばないものは、特定行政庁に書面で意思を表示して協定に加わることが出来る
法75条の2(建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わること) → ○

令和5年 仮設建築物等

- 1. 応急仮設建築物は、避難施設の規定が適用される。3月を超えて存続は特定行政庁の許可必要
 法85条 (仮設建築物に対する制限の緩和) → 法35条
 災害 2項, 3項 → 〇
- 2. 仮設店舗で特定行政庁の許可を受けたものは、内装の制限の規定は適用される。
 法85条 6項 → 〇 法35条の2
- 3. 用途変更にて使用する病院, 災害発生から1月以内着手可能な建築基準法は適用される。
 法87条の3 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限緩和)
 非常給 1項 → 〇
- 4. 用途変更にて使用する興行場, 特定行政庁の許可を受けたものは、排煙設備の規定は適用される。
 法87条の3 6項 に 法35条の記載あり → X 法35条

令和4年 仮設建築物等

- 1. 非常災害があった場合、地方公共団体が建築する病院, 1月以内に着手, 建築基準法は適用される。
 法85条 1項
 一号 → 〇
- 2. 災害があった場合, 応急仮設建築物, 準防火地域 500㎡ 2階建, 屋根=必要な性能規定は適用される。
 法85条 2項 防火 準防火地域内は 法62条は適用がある 法62条
 → X
- 3. 防火地域内の仮設店舗, 特定行政庁の許可, 防火戸等の設置は適用される。
 法85条 6項 → 〇 法61条
- 4. 用途変更にて一時的に興行場として使用, 特定行政庁の許可, 内装制限は適用される。
 法87条の3 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限緩和)
 6項 に 内装制限 (法35条の2) が含まれる → 〇

令和1年 地区計画, 建築協定

- 1. 地区計画区域内にあって、条例で定めることのできる制限は高さ22m以内の1ヶ所の位置は含まれる。
 法62条の2 (市町村の条例に基づく制限) 高136条の2の5 五号
 2項 → 〇
- 2. 再開発促進区, 特定行政庁が許可, 道路高制限, 隣地高制限, 土側高制限は適用される。
 法62条の3 (再開発促進区内の制限緩和) 法56条
 4項 → 〇
- 3. 建築協定は都市計画区域, 準都市計画区域外にあって定めることができる。
 第4章 (建築協定)
 法69条 (建築協定の目的) 都市計画区域等の記載あり → X (第3章には記載あり)
- 4. 建築協定書の作成, 借地権の目的となる土地, 借地権を有する全員の合意が必要
 法69条 (建築協定の目的)
 土地の所有者等 = 土地の所有者 + 借地権を有する者
 法10条 (建築協定の許可の申請)
 3項 ただし書 当該借地権の目的となる土地の所有者以外の土地の所有者等の全員
 = 借地権を有する者の合意 → 〇